

令和7年度
札幌市地域福祉社会計画審議会

議 事 録

日 時：2026年3月19日（木）午前10時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 12階 2・3号会議室

1. 開 会

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） 皆様、おはようございます。

定刻より少し早いですが、皆様がおそろいになりましたので、ただいまから令和7年度札幌市地域福祉社会計画審議会を開催いたします。

私は、札幌市保健福祉局総務部地域福祉・生活支援課長の齋藤と申します。

議事に入るまでの間、進行役を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

各委員の皆様には、お忙しいところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、委員総数17名中15名の委員にご参加をいただいておりますことから、札幌市地域福祉社会計画審議会規則第4条に規定する定足数を満たし、会議が成立することをご報告いたします。

2. 挨拶

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） それでは、審議会の開会に当たりまして、札幌市保健福祉局の向瀬地域生活支援担当部長よりご挨拶を申し上げます。

○向瀬地域生活支援担当部長 改めまして、皆様、おはようございます。

保健福祉局地域生活支援担当部長をしております向瀬でございます。

皆様におかれましては、年度末の大変お忙しい中、朝から札幌市地域福祉社会計画審議会にご出席を賜りまして、本当にありがとうございます。

また、日頃から札幌市の地域福祉の向上にご理解とご協力をいただいておりますことに、この場をお借りして深く感謝を申し上げます。ありがとうございます。

また、このたび、委員の改選がございまして、17名の委員のうち10名の方が新たに委員にご就任をいただきましたが、前回に引き続きご継続を快諾いただいた委員の皆様、そして、今回新たにご就任をいただきました皆様に、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の審議会でございますけれども、2024年3月に策定しました札幌市地域福祉社会計画2024の初年度となります2024年度の取組結果のほかに、今年度の途中経過にはなりますが、取組状況についてもご報告をさせていただく予定でございます。

人口減少、単身高齢者の方の増加による孤独、孤立の問題をはじめとして、今後、地域福祉の抱える課題はこれまでよりも多様で複雑なものに変化しておりますので、委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場で幅広い視点からご意見をいただきますようお願いを申し上げます。

本日も、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎報 告

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） ここで、お手元にお配りいたしました資料の確認をさせていただきます。

まず、令和7年度札幌市地域福祉社会計画審議会の次第、次に、座席表と委員名簿と続きまして、資料としましては、資料1の札幌市地域福祉社会計画審議会規則、資料2の札幌市成年後見制度利用促進基本計画の実績報告について、資料3の札幌市地域福祉社会計画について、資料4-1の札幌市地域福祉社会計画2024の概要について、資料4-2の札幌市地域福祉社会計画2024の進捗状況の報告についてとなっております。

皆様、お手元の資料に不足等はございませんでしょうか。

会議の進行中に不足等にお気づきの点がございましたら、事務局までお申しつけをいただければと思います。

続きまして、今年度、委員の改選がございましたため、本日もご出席されている皆様のご紹介をさせていただきますと思います。

お手元にお配りの委員名簿順にご紹介をさせていただきますので、恐縮ですが、一言、ご挨拶をいただければと思います。

まず、北星学園大学社会福祉学部教授の松岡委員でございます。

○松岡委員 皆様、おはようございます。北星学園大学の松岡是伸と申します。

今回、新たにメンバーに加えさせていただきました。

専門は、生活保護や生活困窮者で、研究は福祉サービスに付随する恥辱感とかスティグマのことをずっとやってまいりました。そのスティグマに関して、地域関係でも少し携わらせていただいております。

お役に立てるよう委員を務めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） 続きまして、社会福祉法人札幌市社会福祉協議会常務理事の高棹委員でございます。

○高棹委員 札幌市社会福祉協議会の高棹でございます。

社会福祉協議会は、地域の住民の皆様とともに地域の福祉を推進する団体でございます。それに加えまして、通所介護、訪問介護等々の介護保険事業、老人福祉センター等の施設福祉サービスの提供をしている団体です。

お役に立てるように努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） 続きまして、札幌市民生委員児童委員協議会理事の日置委員でございます。

○日置委員 札幌市民生委員児童委員協議会理事の日置と申します。

12月に新しく就任いたしましたので、まだ不慣れではございますが、皆様の意見や情報交換などをきちんと聞きながら、民生委員・児童委員の活動にも役立てていきたいと思ひます。また、私たちの活動も皆さんに知っていただきたいと思ひます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） 続きまして、札幌市東区栄西地区社会福祉協議会会長の向山委員でございます。

○向山委員 私は、社協の会長もしていますが、地区の連合町内会の会長も兼ねてやっております。

近年、地域は高齢化が進んでおりまして、福祉の関係でもいろいろな行事をやりますけれども、参加者がなかなか増えてくれないという現状にあります。

また、地域では近年、会館が老朽化のためにどんどん取り壊されて、地域の老人クラブや町内会の会合もそういう場所できなくなった現状が地域の問題だと思ひますので、それも含めまして、今回の会議の中でいろいろご意見を聞かせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） 続きまして、札幌市ボランティア連絡協議会会長の牧野委員でございます。

○牧野委員 札幌市ボランティア連絡協議会の会長を務めております牧野昭子と申します。

皆さんのところにも10区のボランティアの皆さんがいろいろとお世話になっているかと思ひます。また、ボランティアも高齢化という中で、お互いにできることを皆さんにも協力していただきながら務めていきますので、よろしくお願ひいたします。

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） 続きまして、社会福祉士事務所ぶるうむ、社会福祉士の高村委員でございます。

○高村委員 初めまして、高村と申します。よろしくお願ひいたします。

私は、独立型の社会福祉士として、事務所で、主に専門職後見人として日頃活動しておりますけれども、ダブルワークで、札幌市の基幹相談支援センターで相談支援専門員もしておりますので、そちらの経験も含めてこの審議会に貢献できればなと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） 続きまして、一般社団法人札幌市老人クラブ連合会常務理事・事務局長の高橋委員でございます。

○高橋委員 札幌市立老人クラブ連合会の高橋でございます。

私ども札幌市老人クラブ連合会は、今、会員の減少が年々進んでございます。札幌市には約60万人の高齢者がいらっしゃると思ひますけれども、私どものクラブは最盛期に、30万人を切るぐらいのときに5万何がしという会員数を誇っていましたが、今や1万6,000人ほどに減少しております。

高齢者人口がますます増えている中で、老人クラブという地域の団体で、それぞれ皆さんが

地域で活躍できるように頑張っているのですが、町内会組織の会員数が減少する現象と似たようなことが起こりまして、老人クラブ連合会としては大いに悩んでいるところでございます。

今回、札幌市地域福祉社会計画、さらには社会福祉協議会でも似たような計画を連携の上で進めていただいております。

ぜひとも、高齢化が進む中で、地域での支え合いを進めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） 続きまして、障がい者によるまちづくりサポーター代表の荒木委員でございます。

○荒木委員 皆様、おはようございます。

私どもは、市から委嘱を受けまして、障がい者によるまちづくりサポーターということで、精神、身体、盲、聾と各種の障がいを持ったメンバーにより、まちづくりについていろいろ話し合いをしております。

私自身も勉強しながらではあるのですが、当事者目線から感じたことを、微力ながらお伝えさせていただければなと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） 続きまして、札幌市生活就労支援センターステップ主任相談支援員の北島委員でございます。

○北島委員 皆様、おはようございます。

札幌市生活就労支援センター主任相談支援員の北島と申します。

私どもステップは、生活保護に至る前の生活にお困りの方などのご相談をお受けしてご支援をしている機関ですが、昨今、複合的な課題を抱えている人が大変増えてきていると実感しております。

私もこれまで、相談支援員ということで直接ご相談対応をしてみましたが、今年度からは主任相談支援員として勤めております。

今回の審議会は初めての参加になりますけれども、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） 続きまして、一般社団法人札幌市医師会理事の本間委員でございます。

○本間委員 皆様、おはようございます。

札幌市医師会から参りました本間早苗と申します。

勤務先は、西区の北海道脳神経内科病院です。

私は、昨年度から、札幌市成年後見推進協議会にも参加させていただきまして、高棹委員、山本委員と参加させていただいていました。

この審議会は初参加です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） 続きまして、慈啓会特別養護老人ホーム施設長の谷口委員でございます。

○谷口委員 皆様、おはようございます。

慈啓会特別養護老人ホームの谷口と申します。

私は、福祉サービス、高齢者施設のサービスの立場から貢献していきたいと思っております。北海道及び札幌市の老人福祉施設協議会の委員をしておりますので、そういったところからもいろいろ意見ができればと思っています。どうかよろしくお願いいたします。

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） 続きまして、札幌市学校教護協会理事長の小川委員でございます。

○小川委員 おはようございます。

札幌市学校教護協会の小川と申します。

日常的には、白石中学校の校長をしています。

学校教護協会は、中高が加盟している団体でございます。今年度で設立99年を迎え、来年度は100周年ということで、我々が生まれる前から、主に青少年の健全育成あるいは問題行動の予防というところで長くお世話になっております。警察、市教委、児童相談所、その他

関係機関と連携を図りながら情報交流をし、様々な青少年に対するいろいろな手だてを考えながら活動しているところです。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） 続きまして、札幌弁護士会弁護士の山本委員でございます。

○山本委員 弁護士の山本賢太郎でございます。

私は、札幌弁護士会に所属しておりまして、札幌市の市民後見人の運営委員会の委員長をしているほか、先ほど本間委員からありました札幌市の成年後見推進協議会の委員も務めております。

弁護士は、地域に根差して市民の方々のお悩みを聞く立場でございます。成年後見制度であったり、精神科に入院している方の退院の相談等を受ける中で、相談支援事業所等とも関わることが多い業種でございます。

地域社会をよくするために、弁護士の目線でお話ができればと思っております。

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） 続きまして、市民公募の小野寺委員でございます。

○小野寺委員 皆様、初めまして。小野寺優貴子と申します。よろしく願いいたします。

私は、ふだんは就労移行支援事業所で支援員として勤務している傍ら、小学校のPTA事務局で委員をさせていただいております。あとは、子どもたちと読み聞かせを通じて広く関わりたいと思ってボランティア活動しております。あとは、単町の町内会の子ども会に所属しておりまして、そこでは、年に3回、イベントなどを企画して、地域で広く高齢者から子どもたちまで関わられたらいいなという思いで活動しております。

様々な立場からの参加ということですが、私も広く一生懸命関わられたらいいなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） 続きまして、市民公募の松江委員でございます。

○松江委員 皆様、初めまして。厚別区で主に高齢者の方を対象とした相談支援や見守り活動を行っている松江由香子と申します。

こちらの審議会の参加は今年が初めてということで、不慣れなこともあると思いますが、お役に立てると幸いだと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） 委員の皆様、どうぞよろしく願いいたします。

なお、本日は、岡本委員、長崎委員の2名がご都合によりご欠席となっております。

続きまして、当審議会の事務局を担当します札幌市保健福祉局の関係職員をご紹介します。

○事務局（原福祉活動推進担当係長） 福祉活動推進担当係長の原と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（井上地域福祉推進係長） 民生委員や福祉除雪事業を担当している地域福祉推進係長の井上と申します。よろしく願いいたします。

○事務局（高橋職員） 地域福祉生活支援課地域福祉推進係の高橋と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） また、本日は、オブザーバーとして、保健福祉局の関係課の職員も参加をしております。

私からご紹介をさせていただきます。

総務部の立野総務課長です。

地域包括ケア推進担当部の鹿嶋介護保険課長です。

地域包括ケア推進担当部の長田認知症支援・介護予防担当課長です。

障がい保健福祉部の菅野企画調整担当課長です。

また、本日は、札幌市社会福祉協議会からも、飯田総務課長、高木地域福祉課長、辻自立支援課長の3名の方にご参加をいただいております。

それでは、議事に移る前に1点ご報告をいたします。

当審議会は公開の場となっておりますので、傍聴席を設けております。

それから、皆様の発言は会議録として整理をいたしまして、後日、札幌市のホームページに

掲載いたしますことをご承知おき願います。

また、ご発言の際には近くのマイクをご使用いただきますようご協力をお願いいたします。

3. 議 事

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） それでは、これより議事に移ります。

本来ですと議事は議長となる会長が進行することになりますが、本日最初の議事は会長及び副会長の選出でございます。

皆様のご了承がいただければ、会長及び副会長が決定するまでの間、引き続き、事務局にて進行をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） 会長と副会長は、資料1の札幌市地域福祉社会計画審議会規則の第3条第1項に規定されており、委員の互選となっております。

どなたかご提案はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） もしご発言がないようでしたら、私ども事務局からご提案をさせていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） それでは、事務局よりご提案をさせていただきます。

事務局案といたしましては、会長に松岡委員、副会長に高村委員のご提案をさせていただきます。

まず、松岡委員でございますが、北星学園大学で社会福祉についての教鞭をお執りになる一方で、公的扶助や生活困窮者の自立支援などに関する研究を行うなど、本市の地域福祉に精通されていらっしゃると思います。

また、高村委員でございますが、社会福祉士として札幌地域づくりネットワークワン・オールという組織にて障がい者支援にも携わったほか、社会福祉協議会の職員として勤務されたご経験もございまして、地域福祉の実践者としてご活躍をされております。

いかがでございましょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） それでは、会長は松岡委員、副会長は高村委員にお願いしたいと存じます。

松岡会長と高村副会長は、中央の席にお移りいただきますようお願い申し上げます。

〔会長、副会長は所定の席に着く〕

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） それでは、恐縮でございますが、お2人から一言ずつご挨拶を頂戴できればと思います。

まず、松岡会長からお願いします。

○松岡会長 このたび、会長を務めさせていただくことになりました松岡でございます。

この審議会は、複合化する地域課題、困り事に対して、地域福祉の推進、地域における包括的な支援の推進という観点から非常に重要な場となっております。

行政、地域住民、民間企業等を含めて、この計画審議会を通じて調和、協働する場となっていくような議論ができる大切な場だと思っております。

会長を仰せつかりましたが、私自体、大変不慣れなもので、浅学非才ですので、皆様のお力等々をお借りしながら審議会を進めさせていただければと思っております。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） 松岡会長、ありがとうございました。

高村副会長、よろしくをお願いいたします。

○高村副会長 副会長を仰せつかりました高村と申します。

先ほどもご挨拶をさせていただきましたが、私は、社協、札幌では包括支援センター、居宅のケアマネと、福祉の仕事しかしていませんが、そういった経験も踏まえて副会長の責務を果たしながら皆さんと意見交換ができればと思っております。

よろしくお願ひいたします。

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） 高村副会長、ありがとうございました。

それでは、今後の進行は松岡会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○松岡会長 では、ここから進行を務めさせていただきますので、議事の円滑な進行にご協力をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

それでは、札幌市成年後見制度利用促進基本計画の実績報告について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（原福祉活動推進担当係長） それでは、説明をさせていただきます。

資料2、札幌市成年後見制度利用促進基本計画の実績報告についてをご覧いただければと思います。

札幌市成年後見制度利用促進計画につきましては、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づいた市町村計画として、2021年度から3年計画として策定されたものです。

計画期間終了後の2024年度以降につきましては、現在の札幌市地域福祉社会計画2024に統合されております。

本計画の中では、三つの基本目標と五つの指標を設定しておりましたが、最終年度である2023年度の実績につきましては、本計画が地域福祉社会計画2024と統合された結果、昨年度の審議会の中で一部触れていない部分がありましたので、この場でご報告をさせていただきますと思います。

指標が五つございましたけれども、昨年度触れていなかった指標が、資料の裏面の基本目標2の中にある二つの指標です。資料の中で網かけになっている箇所でございます。

まず、一つ目につきましては、基本目標2の中にある二つ目の指標、権利擁護支援に関する研修受講人数につきましては、目標値は累計で2023年度末までに3,000人となっております、実績としましては2,172人となっております。

目標値には届きませんでしたけれども、原因としましては、計画初年度の2021年度につきましては、成年後見推進センターの開設が年度末の3月ということもあり、研修を開催する環境になかったということが挙げられます。しかしながら、2022年度からは研修受講者数が増加傾向にありまして、2024年度末時点では累計で3,312名の方が受講をしております。

こちらの研修につきましては、2023年度から研修動画の提供も開始しており、受講者数は今後も増加する見込みでございます。

そして、もう一つは、同じく基本目標2の中にあります三つ目の指標でございます本人・親族申立ての報酬助成件数につきましては、目標値は2023年度末までに330件となっております、実績としましては577件ということで、目標を達成しております。

説明につきましては以上でございます。

○松岡会長 今、統合された後の報告が済んでいないところを中心にご説明いただきました。

委員の皆様から忌憚のないご意見、ご質問等をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○山本委員 資料2の裏面の基本目標2の研修受講人数と報酬助成件数について、累計と書いてありますが、目標値そのものは単年度の目標ということですか。それとも、合計での目標ということですか。

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） 表現が不足しております、申し訳ございません。目標値についても累計でございます。

○山本委員 では、いずれも満たしているという結果になるということですか。

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） 研修受講人数につきましては、2023年度末までに累計で3,000人を目標にしておりましたが、結果としては2,172人でしたので、当該年度時点では満たさなかったということです。ただ、その翌年度、2024年度には、この数値以上の方に研修受講していただいております、以降も成年後見推進センターの中で研修は行っている状況でございます。

○山本委員 この書き方だと、2021年度に107人が受けて、2022年度に1,200

人が受けたように見えるのですけれども、そうではなくて、各年度が積み重なっていった最終的に2, 172人が研修を受けたという読み方になるわけですね。では、単年度ごとの記載にはなっていないということですね。

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） おっしゃるとおりになります。

○山本委員 分かりました。

○松岡会長 ほかにご質問等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○松岡会長 では、次の議事に移りたいと思います。

札幌市地域福祉社会計画2024の進捗状況の報告についてです。

事務局からご説明をよろしくお願ひいたします。

○事務局（原福祉活動推進担当係長） それでは、地域福祉社会計画2024の進捗状況についてのご報告の前に、今回、10名の委員が新たに就任されたこともございまして、まず、本計画につきまして簡単にご説明をさせていただきたいと思ひます。

右上に資料3と記載されております札幌市地域福祉社会計画についてという資料をご覧ください。

まず、計画の概要と位置づけになりますけれども、この計画は、社会福祉法第107条の策定努力義務規定に基づきます市町村の地域福祉計画となっております。

札幌市では、平成7年に第1期の計画を策定しまして、現在の計画が第5期の計画となっております。また、この地域福祉社会計画は、札幌市の総合計画、10年計画である第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンの基本的な方向性を踏まえた地域福祉分野の個別計画として位置づけられております。

計画期間につきましては、本市の保健福祉分野の計画につきましては計画期間を3年あるいは6年としておりまして、計画期間の始期をそろえて策定していることから、本計画につきましても計画期間は6年間としております。

計画の進行管理と評価につきましては、計画の成果を客観的に確認することを目的として、施策ごとに成果指標を設定し、進捗を検証することとしております。

計画の関連事業と位置づけた事業につきましては、年に1回、所管部局から報告を受け、進捗状況を確認しまして、所管部局において自己評価を行うことで、その後のよりよい施策展開を検討することとしております。

また、計画の進捗状況につきましては、適宜、本審議会に報告させていただきまして、評価、ご意見をいただきながら計画を検証することとしております。

進行管理、評価のイメージにつきましては、図のとおりとなっております。

続きまして、右上に資料4-1と記載されているA3判の札幌市地域福祉社会計画2024の概要についてという資料をご覧ください。

こちらにつきましては、計画の全体像が分かる資料となっております。

計画の中に、三つの基本目標と七つの施策がありますけれども、1枚目の右側から基本目標Ⅰと三つの施策が記載されておりまして、2枚目に移っていただきますと、基本目標ⅡとⅢ、施策につきましては、4から7が記載されておりますので、計画の全体像のご確認に利用していただければと考えております。

そうしましたら、地域福祉社会計画2024の進捗につきまして報告をさせていただきます。

右上に資料4-2と記載されております札幌市地域福祉社会計画2024の進捗状況の報告についてという資料をご覧ください。

本日につきましては、計画の1年目となります2024年度の進捗についてまとめておりますので、ご報告をさせていただきます。

まず、基本目標1、地域で安心して生活するための活動を支援し、環境を整備しますの施策1、福祉のまち推進事業による地域福祉活動への支援になります。

こちらの指標につきましては、見守り活動を実施、継続する地区の割合となっております。

福祉のまち推進事業を実際に実施していきます地区福祉のまち推進センターは、市内に89カ所設置されておりますけれども、指標の目標値につきましては、地域の見守り活動は全市、

全89地区で実施、継続していくことを目指しております、目標を100%と設定しております。

この事業を拡大、拡充していくことにより、地域の中で福祉の支援を必要とする方を早期に発見しまして、速やかに関係機関とか適切なサービスにつなぐことができるほかにも、孤立死、孤独死の防止とか、孤独、孤立に陥る世帯の防止に寄与できると考えております。

2024年度につきましては、見守りを実施する地区が89か所全てとなりまして、目標の100%を達成しております。

これによりまして、2024年度の福祉のまち推進事業につきましては、全市で見守りに参加している活動者は1万799名、見守りを含めた支援を受けている世帯は4万7,103世帯となっております。

しかしながら、支援を受けている世帯は、ここ数年は5万世帯弱で推移しておりますけれども、一方で、見守りの活動者は全体のトレンドとしては減少傾向にございます。

コロナの影響もございましたけれども、担い手の高齢化が進んでいるということが大きな原因の一つになっております。

そのため、新たな担い手の確保という部分につきましては、課題感として持ち合わせるようになっております。

活動者を増やす取組としまして、新たな活動者の確保や地域のリーダーとなる活動者の養成といったところに取り組んでおります。

具体的には、大通西19丁目にある札幌市社会福祉総合センターの中にごございます社会福祉協議会で運営をしておりますボランティア活動センターの個人登録ボランティアや、各種研修受講者の中で福祉のまち推進事業での活動を希望している方の情報を、区の社会福祉協議会を通じて地区の福祉のまち推進センターに提供し、新たな活動者の確保につなげる取組を行っております。

2024年度につきましては、191名の方の情報を提供しております。

また、地域のリーダーとなる福まち活動調整員の養成に取り組んでおります。

福祉のまち推進事業の活動を充実させていくためには、福祉活動に取り組む単位町内会などを支援する調整力や、地域で発見した課題の解決を支援する調整力が必要となってまいります。

そのため、課題の解決や調整の中核を担う活動者である福まち活動調整員の養成を進めており、2024年度につきましては60名を養成し、養成を開始した2019年度から2024年度までに累計で375名の方を養成しております。

今年度、2025年度につきましては、福祉のまち推進事業の30周年の年となっております、活動者の活動意欲の助長につなげることを目的としまして、20年以上の活動者に対する表彰を行っております。

今後も、見守りを実施する地区100%の継続、そして、福まち活動調整員の養成などの活動支援に継続して取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、施策2、住民等による地域福祉活動の推進になります。

こちらの指標につきましては、地域活動に参加したことがある市民の割合となっております、この割合を39.6%から50%にすることとしております。

こちらの目標値の設定としましては、令和4年度に実施しました札幌市民を対象にした市民意識調査の中で、地域活動に参加していない理由をお聞きしたところ、どんな活動が行われているのか情報がないからという回答をした方が45.4%いらっしゃいました。

この回答をいただいた方たちから3割程度が、今後、将来的に地域活動に参加したとしますと、地域活動に参加したことがある割合が50%近くになることから、この数値の設定をしております。

地域活動、とりわけ地域福祉活動につきましては、その地域に暮らす個人や団体といった様々な主体による活動が重要な役割を果たすと考えておまして、そのことで困り事を抱えた世帯が地域で安心して生活することにつながると考えております。

具体的には、複数の目による重層的な見守りを行うことによりまして、困り事を抱えた世帯や異変の早期発見につながると考えてございます。

2024年度につきましては、この地域活動に参加したことがある市民の割合が45.7%ということで、目標に向けて大きく前進した結果となっております。

基準となる2022年度の39.6%と比べますと、6.1%の増加となっております。

この6.1%という規模感につきましては、例えば、札幌市の人口を196万人で単純計算しますと約12万人となりますし、世帯数を101万世帯で単純計算したとしても約6万世帯となっております。

ただ一方で、地域福祉活動の担い手につきましては、近年、固定化や高齢化が進んでおりまして、今後、より多くの方に地域活動に参加していただくためには、若い世代をはじめとする幅広い市民に啓発とか広報を行っていく必要があると考えてございます。

2024年度の取組を幾つかご紹介させていただきますと、若い世代に向けましては、福祉のまち推進事業のLINE公式アカウントを開設しまして、定期的に情報発信を行ったほか、福祉のまち推進事業のPR映像を制作しまして、街頭のビジョンなどで放映することで、若者を含めた幅広い市民へのPR活動を展開しております。

また、障がいをお持ちの方に対する支援としまして、視覚障がい者が利用しております点字図書、録音図書、拡大図書の製作を行うボランティアの養成を行っております。今年度末には新たに36名の研修修了を予定しております。

そのほかにも、地域福祉活動やボランティア活動に興味がある方に対する支援も実施しております。社会福祉協議会で運営しておりますボランティア活動センターの中で、ボランティア登録者の増加を図ることを目的として、ボランティアの登録や登録の更新をQRコードを活用してオンラインで行うことができる仕組みを2024年度から整備しまして、登録に当たっての利便性を高めております。

これまでにQRコードからオンラインで新規登録や登録更新した方は、個人で171名、団体で87団体となっております。また、ボランティア登録者につきましては、前年度から65人が増えている状況でございます。

2025年度、今年度の取組状況につきましては、ボランティア活動センターにおきまして、新たにLINEの公式アカウントを開設しまして、ボランティア情報や講座情報の発信を行っております。

そのほかにも、民生委員・児童委員の担い手不足の対策としまして、欠員が発生している地区の状況に応じまして、民生委員活動と呼びかける回覧の実施を予定しております。

引き続き、様々な市民へのPR活動あるいは様々なシーンでの支援を継続していくことで、地域福祉活動を推進していきたいと考えております。

続きまして、施策3、支え合いながら地域で生活するための環境整備になります。

こちらの指標は二つございまして、まず一つ目が、心のバリアフリーの理解度を60%にすることとしております。この目標値につきましては、札幌市のアクションプランの指標に則しております。

心のバリアフリーにつきましては、高齢者とか障がいのある方が、その地域で安心して生活をしていくために、物理的などころでは、道路や建物などのバリアフリー化がもちろん必要になってきますけれども、障がいのある方に対する偏見や無理解の解消といった心のバリアフリーの普及に努めることで、高齢の方とか障がいのある方の社会参加を促しまして、より安心して快適に暮らすことができる福祉のまちづくりを進めることができると考えてございます。

心のバリアフリーの定義としましては、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うこととされておりますけれども、比較的新しい言葉でありますので、その意味も含めて社会に浸透が進んでいるとは言えない状況です。

そのために、2024年度の取組としまして、まず、市民や企業に対して心のバリアフリー研修を実施しまして、合計11回、229名の方が受講して、具体的な声かけや手助けの方法について学んでおります。

研修後のアンケートでは、90%以上の方から「良い」「大変良い」との回答をいただいております。障がいのある方をはじめとした配慮を要する方への理解の促進につながっていると考えております。

2024年度の心のバリアフリーの理解度につきましては、35.2%ということで、前年度から増加しておりますけれども、さらなる理解度の増加を目指しまして、2025年度、今年度につきましては、毎年実施している心のバリアフリー研修のほかにも、ほかの部局と連携したイベントでの出展や、普及啓発物の配布、掲示を実施してございます。

また、2024年度に実施をしました心のバリアフリーの効果的な普及啓発手法に関する調査業務の中で、市民の方に対するより効果的な手法としまして、通りすがりに参加できるようなイベント展開といったご提案をいただいたことから、チ・カ・ホの中でイベントを開催してございます。

続きまして、もう一つの指標は、個別避難計画作成の対象者に対して働きかけを行った割合を100%とすることとしております。

本市の個別避難計画の作成につきましては、災害避難時に特に支援を必要とする方の中で、災害危険区域に居住されている重度の要介護者や障がいのある方といった災害時のリスクが特に高いと考えられる方を対象としまして、本人の同意が得られた方についての作成から開始しております。そのため、対象者全員に計画作成についての働きかけを行うことを目指しまして、目標を設定しております。

ご承知かと思えますけれども、個別避難計画につきましては、2011年の東日本大震災を教訓としまして、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられ、2021年の改正により、避難行動要支援者名簿掲載者の個別避難計画の作成が市町村長の努力義務とされたことから、本市でも対応を進めているものでございます。

2024年度につきましては、個別避難計画作成の対象者に対して働きかけを行った割合が2%となっております。

対象者は約1,800名がいらっしゃいますけれども、2024年度につきましては27名、累計では37名の方に働きかけを行ったところになります。

目標の100%に対しまして2%という結果になっておりますけれども、こちらにつきましては、2023年度は試行実施、2024年度はモデル実施の年となっており、一部の地域を対象として実施していただきましたため、こういった形の結果になってございます。

具体的には、2023年度の試行実施におきましては、対象者十数名を抽出し、対象者を担当する福祉事務所のご協力を得まして、避難計画を試行的に作成したほか、作成に協力していただいた福祉事業所に対しまして、アンケートや意見交換会を開催しまして、この事業を進めていくに当たっての課題の把握を行ってございます。

一方、2024年度のモデル実施につきましては、前年の試行実施やアンケート調査で明らかになりました課題への対応とか事業の実施体制を検討するために、一部の地区を選定して個別避難計画の作成を行っております。

どちらの年度も、今後の実施方法について検討するために、一部の地域を対象として行ったところ、実績としては低くなってございます。

2025年度の今年度からは本格実施ということで、全市を対象として実施しております。令和8年1月時点では142名の方に働きかけを行ってございます。

続きまして、基本目標2、地域生活の困りごとに寄り添う相談・支援体制を整えていきますの施策4、地域で生活するためのサービスや相談体制の充実です。

こちらの指標も二つございまして、まず一つ目が、生活や健康・福祉の相談先として地域包括支援センターを選択する市民の割合を16%にすることとしております。この16%という目標値につきましては、基準となる2022年度を含めた過去3年間の実績を基に、伸び率を2029年度まで伸ばした数値として16%と設定してございます。

地域包括支援センターにつきましては、複雑化、多様化する高齢者の課題に対応するために、地域包括支援センターにおける高齢者の総合相談支援体制の充実強化を図っているところ です。

2024年度につきましては、生活や健康、福祉の相談先として地域包括支援センターを選択する市民の割合は15.2%、総合相談支援件数も約3万3,000件となっており、増加傾向となっております。

2024年度の具体的な取組としましては、高齢者の総合相談支援体制の充実強化を図るた

め、地域包括支援センターの専門職員につきまして、介護保険法の中にある施行規則や条例の基準によります高齢者人口の増加に伴う増員のほかに、健康と要介護状態の中間に位置する虚弱な状態を指しますフレイルの改善や認知症の支援を強化する専門職員も増員しまして、現在、市内5区にモデル配置をしております。

加えまして、専門職員の人件費を増額し、処遇改善によります人材の定着を図っております。

2025年度につきましても、2024年度と同様の取組を継続していくほかに、専門職員の増員によりまして大規模化してしまいました北区の第2包括支援センターにつきまして、管理職のマネジメント機能の強化のために支所を設置しております。

今後も、高齢者人口の増加に伴って増加するニーズに対応できるように、引き続き地域包括支援センターの機能強化を図りまして、高齢者の総合相談支援体制を充実させていきたいと考えてございます。

続きまして、もう一つの指標が障がい者相談支援事業所の相談者の課題解決件数を5,640件とすることとしております。こちらの目標値につきましては、増員される相談員の数と1人当たりの課題解決件数の目標値を定めて算出しております。具体的には、94名の人員に対しまして、1人当たり1か月で5件の課題解決を行うという計算で数値を求めています。

相談支援事業所につきましては、障がいのある方、あるいは、その家族の方が地域で安心して生活することができますように、窓口による相談や家庭訪問による相談を実施しています。

2024年度における相談件数は15万4,575件でありまして、今後も増加が見込まれることに加えまして、相談内容につきましても複雑化、多様化してきていることから、相談支援事業所の相談体制の強化に取り組んでおり、2024年度につきましては7名の相談員の増員を行ったところです。

これにより、1人当たりの支援件数が減少しまして、より丁寧かつ迅速に対応できる仕組みづくりが進んでおります。

結果としまして、2024年度につきましては、課題解決件数が2,384件で、前年度から増加しております。

そして、今年度、2025年度も、12月の時点で相談件数は11万7,285件、課題解決件数は2,574件となっており、既に2024年度を上回っておりますので、引き続き、相談支援体制の強化のため、相談員の増員につきましては計画的に進めまして、障がいのある方、そして、その家族の方の課題解決に向けた取組を進めてまいります。

続きまして、施策5、権利擁護支援のための成年後見制度等の利用促進でございます。

こちらの指標は、成年後見制度の市民の認知度（制度内容を知っている市民の割合）となっております。この割合を35.5%から50%にすることとしております。

数値につきましては、成年後見制度について市民の半数以上の方に制度を知ってもらうことを目指して目標を設定しております。制度の認知度が向上することによりまして、制度の利用が必要となった方の速やかな利用に直結しますので、一般の市民の方や関係機関の職員に向けて制度周知を行っているところです。

具体的には、一般市民向けのセミナーや相談会を開催しているほか、関係者に向けましては毎年研修を複数回実施しておりまして、2024年度につきましては293名の方に受講していただいております。

そして、2022年3月に札幌市成年後見推進センターを開設しまして、市民や関係機関からの相談に応じておりますけれども、センター開設の翌年である2023年度は相談件数が1,075件であったのに対して、2024年度は1,716件ということで1.6倍に増加しております。着実に周知が進んでいると感じております。

しかしながら、2024年度につきましては、成年後見制度の市民の認知度は36.6%ということで、前年度を下回る数値となっております。

こちらの指標につきましては、市民の認知度となっておりますけれども、制度の内容まで知っている市民の割合という踏み込んだ指標になっているところが伸び悩みの原因ではないかと考えてございます。

一方で、名称は知っているけれども、内容までは知らないという方の割合も含めて数値を見

てみますと、2022年度につきましては73.5%、2023年度は73.7%、2024年度は74.8%ということで、増加傾向にあることが分かっております。

制度の名称自体を聞いたことがあるという方は着実に増えておりますので、今後は、制度の内容についてどのように周知していくかが課題と考えておりますので、広報啓発の手法につきまして、引き続き検討を続けていきたいと考えております。

続きまして、施策6、生活困窮者への支援体制の充実でございます。

こちらの指標につきましては、生活就労支援センターステップの利用者のうち、就労・増収となった人数となっております、この人数を1,300人にする事としております。

こちらの目標値につきましては、人口規模などから算出した国のKPIに基づく数値となっております。

2024年度につきましては、新規の相談件数が4,347件、そのうち、プランの作成に至ったのが1,344名で、その中で就労、増収となった方は351名となっております。

基準の2022年度から比較をしますと、就労・増収達成者の人数は下がっておりますけれども、コロナの収束後はそもそも新規の相談者数も減少傾向にありますので、新規の相談者に対する就労と増収の率で見ますと、2024年度は4.6%ですが、2023年度は8.0%、2024年度は8.1%となっております、ここ2年の割合については横ばいの状況となっております。

ただ、2025年度、今年度につきましては、物価高騰の影響などによりまして、新規相談者数が再び増加傾向で、1月末時点での率につきましては5.6%となっており、少し伸び悩んでいるような状況が見られるところです。

こちらにつきましても、出張相談会の実施で相談の機会を増やしていくほか、ハローワークなど関係機関とも連携しまして、引き続き効果的な就労支援を実施してまいりたいと考えてございます。

続きまして、最後になりますけれども、基本目標3、様々な地域の困りごとにみんなで連携して対応します施策7、地域福祉推進のための連携の取組でございます。

こちらの指標につきましては、複合的な福祉課題を抱える市民の支援方針が決まった割合（支援調整課で対応したもの）になりまして、目標は100%となっております。

支援調整課につきましては、2022年度から北区と東区、2023年度からは厚別区と南区にも設置されまして、2025年度の今年度から10区全てに設置されております。

複合的な福祉課題を抱えた世帯や、福祉制度の隙間、はざまにある世帯につきまして、組織横断的な情報の共有や支援方針の検討などを行っている部署となっております。

2024年度につきましては、447件の相談を受けまして、その全てについて組織的に支援方針を決定し、100%となっております。

相談件数につきましては、基準となる2022年度は、北区と東区の2区で141件、2023年度は、厚別区と南区を追加した4区で347件となっております。

2025年度、10区展開となりました今年度につきましては、1月末時点で774件の相談が集まっておりまして、先行実施していた4区だけではなくて、新設の6区におきましても徐々に支援調整課の取組が浸透している状況でございます。

今後も、支援調整課が区内の調整役となりまして、関係部署を後方から支える役割を担うことで、複雑化、多様化する福祉課題に対しまして組織横断的に取り組む体制の強化をしていきたいと考えてございます。

成果指標に対する2024年度の進捗につきましては、以上でございます。

そのほか、各施策の主な取組の実施状況につきましては、資料の9ページ以降に記載しておりますので、後ほどご覧をいただければと思います。

説明につきましては、以上でございます。

○松岡会長 今ご説明があったように、七つの施策ですね。9ページ以降の資料も適宜見ていただきながらご審議ができればと思います。

基本的には、計画が始まって、その進捗状況のご報告でしたので、ここに関するご質問等をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○高棹委員 2点ほど教えていただきたいのですけれども、まず、1ページの見守り活動を実

施する地区福祉のまち推進センターの活動者の数についてです。

2024年度は1万799人と、高齢化もあって減少傾向にあるというご説明だったと思うのですが、トレンドといいますか、過去からこういうふうになってきていますという数字をお持ちでしたら教えていただきたいというのが1点です。

2点目は、心のバリアフリーの理解度のところで、チ・カ・ホでイベントを実施しましたというご説明だったのですが、何人ぐらいの方にお立ち寄りをいただいたのかということと、お立ち寄りをいただいた方のご意見というか、感想というか、どのような反応であったのか、教えていただきたいと思います。

○事務局（原福祉活動推進担当係長） 1点目の福祉のまち推進センターの活動者の推移についてですが、域福祉社会計画2024の40ページに載っていますので、後ほどご覧をいただければと思いますけれども、口頭でご説明させていただきます。

平成25年度から令和4年度までの数字が載ってまして、一番のピークが平成28年度の1万3,356人です。平成25年度が1万2,796人でしたので、そこから平成28年度に向かって右肩上がり徐々にならなくなっていきまして、平成28年度以降から毎年100人から400人ぐらいずつ下がっていきまして、令和3年度が1万2,003人、令和4年度に1万2,000人を切りまして1万1,826人で、平成28年度を山としまして上昇、そして、下降に転じているという傾向になっております。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 続きまして、心のバリアフリーの関係のご質問でございます。

今年度に行いましたチ・カ・ホイベントに関するのですが、今年度は11月頃に地下歩行空間の大通駅側の入り口のほうにスペースを設けて、イベントを開催させていただきました。

内容としましては、障がいの体験ということで、電動車椅子に乗っていただいたり、一緒に点字の練習をしたり、ユニバーサルデザイン製品の展示、パネルクイズということで、**こころ**のバリアフリーの理解を深めるような一般的な内容とさせていただきます。

通りすがりの人も、目を見ながら、やっているなというふうを意識していただいていた方も多かったと思いますが、一応、カウントした数としては180名ということで、多くの方に参加をいただきました。

また、関心のない方もいらっしゃるということで、そういう素通りする方が意識しやすいように、ポストカードを用意しまして、クリスマス前だったものですから、クリスマス頃の自分に向けて心のバリアフリーに何か取り組んでいますかといったポストカードをその場で投函していただいて、クリスマス前にはそれが届くというような、あまり関心が深くない方にも興味を持っていただけるように工夫して取り組んだところでございます。

また、意見としましては、そういったことは大切ですねとか、関心を持ってよかったという意見も多くいただいていたところです。

○松岡会長 ほかにご質問等はございませんか。

○山本委員 基本目標2の地域生活の困りごとに寄り添う相談・支援体制を整えていきますの中の指標の障がい者相談支援事業所の相談者の課題解決件数が、目標の5,640件に対して2024年度は2,384件と大きく届かないのですけれども、資料4-2の5ページから6ページに書かれている内容では、相談件数は2024年度で15万4,575件となっていますので、課題解決件数の捉え方によって数値が変わると思うのです。課題解決件数というのはどういう考え方で定めているのでしょうか。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 相談者の課題解決件数に関するのですが、いろいろな相談を受けているので、一様にというのは難しいのですけれども、例えば、ご本人の相談を受けまして、その不安が取り除かれたということで相談が終了することもありますし、複雑な案件に関しては、関係機関につなぐことで一旦の役目を果たしたということで、そういったものも解決ということで件数としてカウントさせていただいています。

○山本委員 ただ、解決というのは、ある意味では主観的な概念であって、客観性がない概念かと思います。そういう意味で、指標としての意味合いがどこまであるのか、どちらかというところと相談件数そのものを指標にしたほうがいいのかと個人的には考えております。

変な話、外から見て解決していても、本人が解決していないと言えば解決していないことになってしまって、いつまでたっても解決件数が上がらないことになりますので、指標の合理性というところも今後の課題としていただければと思います。

○松岡会長 ほかにいかがでしょうか。

施策1に関して、指標的には早々に100%になっているのと、最後の施策7の支援調整課のところについても現在は100%になっています。今、山本委員が言われたように、指標の内容も、ある種、目標に達している状況ですので、いろいろと検討等は深めていかなければならないと思いますが、ここら辺も踏まえて、皆様からご質問、ご意見があればお願いします。

○山本委員 内容への質問ではなくて、今後の報告の進め方についてです。

全ての指標項目について最初から20分くらいずっとお話しいただいて、最後に質問はどうですかと聞かれても、聞いているこちら側も答えにくいところがあります。今後は、施策1ごとに質疑応答するというふうにていただいたほうが質問する委員の側としてもやりやすいと思います。

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） 次年度以降の進め方については、いただいたご意見も踏まえて検討してまいります。

○荒木委員 今の山本委員のご質問にもちょっと関係するのですが、先ほどの基本目標2の相談者の解決件数なのですが、相談件数11万7,285件に対して、課題解決件数が2,574件ということで、先ほどおっしゃったように、割合としてはそんなに高くないというイメージなのですが、これは問題が非常に複雑だったからということなのか、それとも、そもそも解決をあまり必要としていないようなものが多かったからこういう割合になっているのかがちょっと気になりました。

というのは、指標の設定は難しいと思うのですが、数字を報告するための計画ではないので、やっぱり解決できたらできたと、それは当事者にとっては非常に重要なことだと思うのです。その割合に対するの印象をお伺いできたらなと感じました。

○事務局（菅野企画調整担当課長） より詳細な分析まではできていないのですが、同じような相談を繰り返している方も結構いらっしゃるということで、そういう繰り返しも相談件数と課題解決の乖離になっているところがあると思います。

これまでのご指摘のとおり、より客観的な指標ということも意識しながら引き続き検討していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○松岡会長 ここまでの議論で、指標に関するところに工夫、変更を検討しなければならないところが出てきたと思います。

皆さんは答えづらいかもしれませんが、改めてご質問があればお受けしたいと思いますが、いかがですか。

○高村副会長 4ページの個別避難計画のところ、日本語は難しいなということですが、個別避難計画作成の対象者に対して働きかけを行った割合です。この働きかけをしたら、イコールで個別避難計画を作成したと捉えられるのか、働きかけたということで数字が上がるのか、このあたりはもう少しご説明をいただいたほうが良いと思います。また、避難行動要支援者名簿から抽出された方が1,800人おられるということなので、このうち、今の働きかけを考えると、1,800人の計画を立てるとということだと思いますので、これを立てるとなると、どういうスピード感になってくのかということを少しご説明いただきたいです。

この2点をお願いいたします。

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） まず、働きかけイコール作成数になってくるのかということですが、2024年度の取組結果のところでお示ししました作成対象者を1,800人と札幌市で設定しております。そのうち、具体的には、例えば、施設に入られている方とか、作成のお声かけをする段階で死亡や転出という状況の変化がある方が一部いらっしゃいまして、実際に詳細を確認しますと、今年度の傾向が分かってくるのですが、実際には700名ほどが声をかける対象者と把握しております。

あとは、先ほど申し上げましたこれまでの試行実施、モデル実施の中で把握している傾向ですけれども、実際には、よりよい避難を進めていくために、事前からの備えとして、こういった計画を作成してみませんかというお声かけを日頃から付き合いのあるケアマネジャーや福祉

事業所の皆様のご協力を得てするのですけれども、やはり、個人情報に関係やご自身のことをあまり知られたくないとか、まだまだ防災意識の高まりがあまり見えていないという方々もいらっしゃるしまして、同意をしていただける方の傾向としては多く見積もって5割程度となっております。

そういったところから、実際に作成に向かえる対象者は、働きかけを行った方に対して50%ぐらいとなりますが、まず、私どもとしては、特に優先度が高い方ということで目標数値を設定しましたので、同意する、しないということもあるのですけれども、きちんとお声をかせていただくところを速やかに進めたいと考えています。

また、計画作成のめどですが、同意していただいた方については、先ほども申し上げたように、今年度については、今、結果として百数十名にお声かけをしながら作成を進めておりますけれども、繰り返しになります、必要性の高い方と認識しておりますので、働きかけだけでもある程度めどがつけられるように進めていきたいと次年度に向けては考えてございます。

○高村副会長 今年度から本格実施になりまして、説明会には私も参加しているのですけれども、福祉事業所向けの説明と、研修も含めて、理解を深めていくという当事者の自助がなければ、福祉側に丸投げされてもということももちろんありますので、福祉側へのサポートや計画作成のサポートも含めて、今後、この審議会の中では説明会の回数や福祉専門職側のご意見もここで報告していただけるといいと思っております。

○向山委員 今、避難計画のことをお話しされたので、東北の地震から始まって、全国的に呼びかけられて、計画を立てるような進み方ですけれども、こんな話を一部の連町役員と話したときに、起きる場所や時間というのは、地震を想定するとしたら分からないことですよ。水害だったら、時間ごとに少しずつ迫ってきますね。この辺ですと豊平川だと思いますけれども、地震だとしたら、我々も一緒に被害に遭いますよね。そうしたら、まず最初に、自分自身の身を守り、家族、そして親の安否を確認したり、そういうふうに通くとします。その中で、もし町内会に助ける人がいた場合、時間的に順番がどうしても遅くなりますよね。そうなった場合、時間の経過で遅れたために、避難する人のところに行ったら既に亡くなっていたとか、そうなった場合の責任範囲はどうなのかということですよ。

結局、日中、地域にいる人はほとんどが高齢者なのです。そういう人に、あなたはあの人を頼みますねと決めても、恐らく対応が難しい部分があると思います。たとえ若い人が担当者であっても、日中は仕事に行っていますし、当然、先ほど言ったとおり、家族を守ったり、親を守ったりすると、結局、最後になります。本人が、自分の子どもか何かに、町内会でこういう人が私の担当で何かあったときは守ってくれますと聞いたとしても、いざ行ったときには亡くなっていたと。そして、救助が遅いから亡くなったのでないかと責任を押しつけられても困るという話があって、災害時の救助は難しいなと思います。

また、皆さんご存じのように、今、札幌市の町内会の加入率が70%ぐらいです。そして、高齢者の見守りというのは、私も社協の会長として、今、各単町の会長をお願いしてデータを取ってもらっているのです。

それでも、近年は、町内会が消滅するような状況が生まれてきているのです。聞けば、町内会役員の成り手がいないということが一番の原因です。若い人たちはあまり関心がないというか、昔ほど町内会を頼りにして生活することはなくなったので、加入のお願いをしても入ってくれないということが結構あります。

そういう意味では、高齢者の見守りもそういう人に頼っているところがあります。

地域には、福祉協力員の会長の立場で、その下に福祉協力員という見守りを手伝ってくれる方がいるのですが、そういう方たちも高齢化しているのです。ですから、単純に言えば、今は高齢者が高齢者を見守っている状況なのです。

だから、減っていくのは当然なのです。若い人たちにそういうことを言っても、ぴんとこないというかね。

皆さんに考えていただきたいのですが、自分の親が地域で見守られているということ意識してもらいたいのです。だから、町内会に協力していただけるといって、見守り活動も町内会あつてのことですから、我々も調査するときには町内会に入っている人の名簿ですべて調査をするのです。ですから、町内会に入っていない人が30%いれば、その高齢者には一切目を

向けなくなっています。

私のいる町内会にもアパートがいっぱいありまして、高齢者が入ったという話を聞いて行きますと、町内会はこういうことをやっています、高齢者の見守りもやっていますと言うと、その高齢者は、私は1人で自由に暮らしたいから自宅を売ってここに引っ越したのだから、一切、そういうことには関わりたくないか、もう来ないでくれなどという断り方をされるのです。中には、地域と離れて自由に暮らしたいという高齢者も多いということもあると思います。

そういう意味では、町内会に関わる者としては、今、問題が出ているので、市も町内会が存続するような形を少し進めないで、こういう見守り活動は継続が難しい状況になっています。

これは、私どもの町内会だけではなくて、少ない町内会員で潰れそうなのかと聞けば、世帯数が五、六百世帯もあるのです。そして、入っていない世帯が200や300あるということです。

やはり、地域が町内会にあまり興味がなくて、要らないよというところがだんだん増えてきたら、こういう見守り制度もそれを頼りにやりますから、ちょっと難しいなというところが将来的に見えてきていますね。その辺を今後どうしたらいいか、市でも考えてほしいと思います。

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） 個別避難計画は、もう少し大きなくくりで、配慮を要する方の避難支援に関することということでお答えいたしますと、今お話しいただいたように、報告で申し上げた、市が中心となって、福祉専門職の力を借りながら、市で作成を進めていくという仕組みの前に、今おっしゃっていただいたように、地域の方にもご協力をいただきながら、例えば、説明の中で申し上げましたが、避難行動要支援者名簿というものを作成しておりますので、そういった名簿情報を提供させていただきながら、地域での共助で、支援を要する方への避難支援を進めていただくという取組も併せて進めております。

そういった中では、今お話しいただいたように、担い手の高齢化とか、担い手の確保が難しいというところで、共助の取組がなかなか進まないというお話をよく聞かせていただいております。

また、個別支援計画では、災害というのは地震を一番念頭に置くのですが、一番有効なものとしては、大雨とか、土砂災害とか、こういった警報が出たら準備しようとか、避難しようという準備ができるものに特に有効ということを念頭につくっております。

また、今お話があったように、そういったときには地域の方々自体も被災者になるということは当然あると思います。

ですから、この計画の策定を進めるに当たっては、私どももそこはしっかりご理解をいただきながらと思っているのですが、この計画自体は、避難の確率を上げるといいますか、より安全な避難をしていただくための準備のためということで、もし記載できるようであれば支援者の名前もお書きをいただくのですけれども、そういった方の避難の支援が確約されるものではありませんという断り書きも入れながら、あとは自分で避難の準備を進めていただくための資料等を作成する計画ということで考えております。

地域の皆様から今のようなお問合せをいただく中でも、地域によってできる範囲が変わってくると思います。避難所まで全て連れて行くのが避難支援ということではございませんので、状況が許せば声がけをすとか、事前に把握している緊急連絡先に連絡するというのも避難支援になると思いますし、支援者についても、個別の人を記載するのではなくて、例えば、この町内会のこの班の誰かが連絡をまず取るという記載の仕方でもよいという形にしておりますので、できる範囲で工夫しながら進めていただければと思っています。

また、担い手不足については、所管外ですから具体的には申し上げられませんが、町内会の促進というところも含めて課題と感じておりますので、様々な場面で、町内会支援も含めて、担い手の確保、掘り起こしも含めて、私どもも検討を進めていきたいと思っていますので、今後もいろいろご意見をいただきながら進めさせていただければと思います。

○松岡会長 避難のところを含めて、見守りとか町内会とか地域活動に関わるようなご意見をいただきました。

ほかに皆様からご質問等はありませんか。

○荒木委員 今の見守りと個別避難にも関係して、前回の会議でもお話しさせていただいたのですが、私たちまちづくりサポーター会議の11人の中で、マンションの管理組合に入っている人が2人、実家で親が入っているという人が2人で、自立しようと頑張っている独居の人ほど入っていないのです。どこともつながっていない方が多いので、つながりを持っていない方、自立しかけて頑張っている障がい者の人たちに手が届く方法が何かないか、皆さんも考えていただければありがたいということが一つです。

翻って、見守りに関してですが、去年、ワン・オールで主催していただいた災害の講習に出たときに、手稲前田の取組に非常に感銘を受けまして、見守りにも関係するのですが、毎月、ごみ捨てのカレンダーを印刷して、前はもうちょっと年齢が高かったらしいのですが、今は65歳以上の独居の方と、ご夫婦ともにご高齢の方、それ以外に障がいなどで見守りが必要な方のお宅に、手分けをして毎月必ず顔を見に行っているという取組でした。

ご存じの方も多いと思うのですが、そういうふうになっているうちに、だんだん顔見知りになって、朝に会ったら、おはよう、顔色が悪いねというふうに話ができるようになっていってというお話に非常に感動したので、私の地元に戻って町内会の役員に聞いたら、今、市から教えていただいた障がい者名簿の提供の話も、発電機の補助の話も、個別避難計画の話も、残念ながら一つも存じ上げていなかったのですね。近隣の知人に聞いても、その町内会では取り組んでいない、あまり聞いたこともないという方が多かったです。多分、達成しているところはすばらしく達成しているのでしょうけれども、達成していないところに関しては、あまり聞いたことがないというところも多くて、その地域間格差を、多分、今期の計画では、大分進んでいるところもあるので、来期の計画とかで、していないところにもう少し裾野を広げていくという形で周知しておくとか、啓蒙していくというか、町内会の活動を理解していただくような指標も少しずつ入れ込んでいくことを考えていただけたらありがたいと感じました。

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） 地域の取組について、先ほども申し上げたのですが、地域の状況によって取り組める幅も様々になるというところがあるかと思えますけれども、知っていただくことで取組のきっかけになるということもあるかと思えます。ですから、周知の仕方などについては、今後も引き続き工夫をしながら進めていきたいと思えます。

○小野寺委員 今の個別避難計画作成についての意見ですが、重度の要介護者や障がいのある方を対象として、行政が主体となりと書かれています。行政が主体というのもすごくいいと思うのですが、例えば、相談室も入ってきて、相談室と行政が主体となりという形に変わると、目標達成のパーセンテージがもう少し上がってくると思っています。

ですから、これからの取組について、相談室に声をかけると、1,800名いる対象者の割合が上がっていくと思ってる意見でした。

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） いろいろ工夫をしながら進めていきたいとは思っているのですが、今のお話については、ちょっと説明不足もあって申し訳ありません。

行政が主体となっているところではあるのですが、国の取組支援の中では、対象者のお体の状況などをよく知る福祉専門職の協力を得ることは極めて重要であるという話もございます。ですから、実際に進めていくに当たっては、私どもが対象者を抽出した上で、対象者と関係している障がい支援専門員の方とか、ケアマネジャーの方とか、福祉専門職の方にお声かけをさせていただきまして、その方々に作成のお手伝いをしていただきながらつくっているという状況がございます。

今お話をいただいたように、支援する対象に事業所がどのように関わっていただくかというところは、今後、進捗を見ながら、課題としては出てくる可能性がありますので、今いただいたアドバイスも参考にしながら、より計画の作成率が上がるような取組にできればと思っております。

○小野寺委員 もう一点です。

7ページですが、施策6の生活困窮者への支援体制の充実のところ、**「アウトリーチの積極的な実施により」**という文章があるのですが、どういったアウトリーチをされているのか、具体的に聞きたいです。

○事務局（向瀬地域生活支援担当部長） アウトリーチと表現させていただいておりますけれども

ども、7ページに書いてあるとおり、中心となるのは出張相談会です。ステップ自体は中央区に1か所事務所を構えていますけれども、年間200を超える回数で、各区に出向いて、区役所や区民センターやハローワークの場所をお借りして出張相談会をやらせていただいています。

あとは、今年度は、地下歩行空間で年末の相談会も実施しております、これをもって、一旦、アウトリーチという表現をさせていただいております。

○松岡会長 ほかの皆さんはいかがですか。

○谷口委員 6ページの施策5の成年後見制度の利用促進のところ、高齢者施設では身寄りのない方や認知症高齢者が増えているという状況で、こういった普及活動には我々も協力していかなければいけないと思っております。

そういった中で、今後、成年後見制度に関しても大きな転換期を迎え、抜本的な改革が待っているということで、具体的には、一度使ってしまうと一生使わなければいけないところが、本人の必要などだけとか、例えば、財産分与や遺産の相続、不動産の相続ということが済めば使わなくても済むとか、後見人の交代がやりやすくなるというところがあると思います。

現場の感覚としては、後見制度がなかなか知られていないというところと、少しハードルが高い印象を受けていると思っておりますが、そういうところは普及啓発が進んでいくと非常にいいと思っております。

本人の意思決定の支援という部分で本当に有効な制度だと思いますので、意見としては、制度改正に追いついた形での普及活動をぜひ進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

意見は以上です。

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） 今まさにお話をいただきましたように、国でも、成年後見制度について、敷居を少し下げるといふことにもなると思いますが、より利用しやすい形に向けて、今年度、制度改正を進める状況になると聞いておりますので、まず、制度改正の内容について十分注視をしていきたいと考えております。

また、ここの指標にある認知度を上げるということもそうですけれども、同じく、こちらの計画の中に記載しているのですが、実際に対象者に関わりのある方々が制度のことを理解していただいて、周辺の関係者がネットワークを組みながら適切に制度につなげていくということも重要だと考えております。地域連携ネットワークという呼び方をして進めておりますが、現場レベルの方々がそういった制度について理解していただいて、場合によっては、かなり困難な事情、状況、課題感がある方も多いため、関係者が連携を取りながら、どういった形に制度に結びつけていくのがいいのか、そこを考えていけるような仕組みづくりも併せて進めていきたいと考えております。

○松岡会長 ほかにいかがでしょうか。

○日置委員 民生委員・児童委員としては、いろいろな困り事を個別に見守りをしたり、年齢到達で戸別訪問をしたときに、いろいろな困り事や、ふだんの生活に関してのことなどをお伺いすることがあります。

私たちは、関係機関、専門機関につなぐことがとても大事だと思っておりますので、そういう意味では第2地域包括支援センターの役割は本当に民生員にとっては密接でございます。

もちろん、民生委員・児童委員だけではなくて、町内会の方、福まちの方たちとの連携もあって、その方たちとも、関係機関はこういうところがあるよ、民生委員としてはいろいろな関係機関を知っている場合がございますので、そういうことを皆さんにPRしたり、こういうところにつないでいこうねという形でお教えしたり、一緒に協力していくような活動になっています。

市や区で支援調整課という制度ができて、南区も2023年度から始まったときに、本当にいろいろな複合的な困り事を抱えていた方、民生委員・児童委員としては、児童の問題も含まれているので、そこでの困り事の相談も専門機関につなぐのですけれども、主に高齢者のことでつなぐということを生委員としては考えている人も多かったもので、それに引っかけられないというか、そこに関わってこない、年齢が若かったり、就労支援にも関わってくる子たちの困

り事を支援調整課の方にうちの地区でもつないだことによって、いろいろ相談に乗っていただき、非常に重宝しました。この方たちの役割は今後ますます大きくなっていくと思うので、続けていってほしいです。

それと、支援調整課のほかの関係機関の方は、こういうところで顔を合わせますと、こういう専門の方がいらっしゃるのかということ、私たちがまだ知らないことがたくさんあるので、そういう意味では、専門機関につないで、本当にプロの人にいろいろ助けていただくことが多くなると思います。今回はいい機会になったと思っております。

○事務局（立野総務課長） 私は、今お話があった支援調整課の担当をしておりますので、少しお話をさせていただきます。

支援調整課は係長と担当者の合計2名の職員で動いておりまして、先ほどの説明にもありましたけれども、支援調整課という組織は、複合的な課題や制度のはざまにある方を区役所全体でサポートしていくという目的を持って設置されたものになっておりまして、区の中の調整役として機能を果たしております。

福祉課題が複雑化しまして、世帯の支援をどうしていったらいいか、区の職員も悩む場面がありますので、そうした場合に、区の職員から相談などを受けて、区全体でどういった支援ができるかということを考えていく部署になっております。

困り事を抱えた市民の方たちがたくさん増えていると思います。そうした場合につきましては、基本的に担当の部署につないでいただければと思っております。そこから、その部署が困った場合については、支援調整課に相談が入る仕組みにはなっております。

ただ、どこの部署に相談していいか、どうしても分からないというお話があった場合につきましては、一旦は支援調整課で対応して、区の中で支援先の調整をして、区の担当部署につないでいくということをしています。支援調整課はそういう役割を担っております。

今年度から10区展開が始まっておりまして、来年度も10区で引き続き取組を続けていく予定になっておりますので、よろしくお願いたします。

○本間委員 一言だけ、この場で感じたことを申し上げたいと思います。

札幌医師会でも、成年後見制度とか認知症サポートセンターがございますけれども、まだ認知度がそんなに高くはないという状況ですし、今回、この会議に参加させていただきまして、いろいろな制度、施策が進んでいるということがよく分かりました。

例えば、病院でしたら、障がい者の方もたくさんかかっていますし、外部のスタッフと関わり合う機会はとても多いのですけれども、荒木委員がおっしゃったように、どこにも関わっていない方々にこういう制度があるよという認知度を高めることがとても大切だと思いました。

とても勉強になりました。どうもありがとうございました。

○松岡会長 残り10分を切りましたので、そろそろ今日の審議会の議案のまとめに少し入っていききたいと思います。

まず、事務局に確認させていただきたいのですが、今は計画途中で進捗状況の管理・モニタリング期間だと思うのですが、今日のご意見を受けての指標の追加、修正等は可能なものなのでしょうか。

これは、即答できない場合もあると思いますので、宿題というか、課題にさせていただければと思います。

今日のご意見を聞く限りであれば、既存計画の目標、指標を固持しながら、進捗報告でサブ的な指標を設けたり、内容を補足するような形で進めていくのがよいかと個人的には思っているところです。その確認をお願いできればなと思っております。

進め方については、次回以降、改善をしていきたいと思っています。

そこで、今日の全体のお話をお伺いして、皆様のご協力もありまして、避難とか、見守り活動とか、この計画全体を踏まえまして少し思いましたのは、今後、これから進捗の管理、また新たにこの先には計画等も見えてくると思いますが、まず、支援調整課が福祉サービス供給の上でかなり効いてきていると思います。なぜかといいますと、2025年度1月末段階で前年度を既に超える件数だとお伺いしましたので、この点が1点と、別の審議会ですけれども、社会保障審議会でもありましたけれども、支援調整課の包括的な支援システム、行政のやり方をもう少し市内外にPRする必要があるなと思っております。

ややもすると、ワンストップ型にしたほうがいいのではないかという話が出てきやすいので、窓口を多数構えているところなどでキャッチアップできるようになるということは、先ほども意見がありましたように、つながりがない人がぼかっと窓口に現れて、そこから一気につながっていくことになるので、窓口を一つにしてしまうデメリットもあります。今回、札幌市は、既存の窓口を生かしながら支援調整課で複合的な課題に対応するというスキームを描いていますので、これはぜひ続けていっていただければと思います。

皆様から地域の意見も聞きまして、今後の進捗度管理で非常に重要なのは、町内会とかボランティアとか地域団体の、区役所もしくは支援調整課につながる前段階のところをどうするかということですので。これは指標に入っておりますので、引き続きチェックをしていく必要性はあると思いますし、今日、非常に有益なご意見をいただきましたので、地域から行政や福祉の供給サイドにつなげるという仕組み、仕掛けをつくれるような形で、今後、計画を見ていきたいと思われました。

最初に言ったことについて、もし即答できるようでしたらお答えください。

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） 今お話いただきました指標の変更が可能かどうかにつきましては、具体的には再度確認をした上でご連絡をしたいと思います。まず、この計画を策定する段階で、同じようにこういう審議会を開催させていただいて、その中の意見に基づいて指標を定めているということや、パブリックコメントなどの内容で、市民にもこの指標でという形で意見募集をした上で策定しております。あとは、事務手続になりますけれども、市議会にも議論していただいた上で計画策定しておりますので、今の段階の感触としては、途中で指標を変えるのは難しいのではないかと考えております。

その上で、先ほど、今回ご意見をいただいた内容についてサブ的というお話がありましたけれども、次年度については補足としてご報告させていただくことは可能でございますので、そういった進め方をさせていただければと思っております。

○松岡会長 それでは、今ご回答がありましたような形でまずはモニタリングをしていきたいと思っております。

時間が迫ってきましたので、ほかにこの審議は終了させていただきたいと思っておりますが、いかがですか。

（「なし」と発言する者あり）

4. その他

○松岡会長 以上で議事は全て終了しましたので、4のその他を含めて、全体を通じて何かご意見があればお伺いしたいと思います。

いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○松岡会長 事務局から何かございませんか。

○事務局（齋藤地域福祉・生活支援課長） 事務局からはございません。

5. 閉 会

○松岡会長 全ての審議が終了しました。

本日は、活発なご意見、ご教示をいただき、ありがとうございます。また、事務局のご準備から今日の質疑の迅速な回答等もありがとうございます。円滑に審議会を進められたのではないかと思っております。

以上をもちまして、本日の審議会を閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

以 上